

決定 昭和 63 年 12 月 20 日（告示第 1062 号）

都市計画金山地区地区計画を次のように変更する。

変更 平成 18 年 3 月 31 日（告示第 538 号）

平成 24 年 8 月 10 日（告示第 1917 号）

1 地区計画の方針

名 称	金山地区地区計画	
位 置	札幌市手稲区金山1条2～3丁目の各一部及び 2条2～3丁目の各一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	13. 2 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、本市の都心部より北西約 14km に位置し、都市計画道路「北 5 条・手稲通」（国道 5 号）と札幌自動車道とに挟まれた北方に流れる丘陵地であり、組合施行の土地地区画整理事業により宅地開発が行われたところである。</p> <p>そこで、本計画では、当該土地地区画整理事業の事業効果の維持・増進を図り、事業後に予想される敷地の細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かであるおいのある良好な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当該土地地区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、当地区を次の 2 地区に区分し、それぞれの地区にふさわしい適正な土地利用を図る。</p> <p>1 低層一般住宅地区 専用住宅のほかに小規模な店舗・事務所を兼ねる住宅等が立地できる地区とする。</p> <p>2 低層一般住宅A地区 地区内の住民の利便性に配慮し、住宅のほかに小規模な店舗等も立地でき、かつ、店舗等と住宅とが協調できる地区とする。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内の道路などについては、土地地区画整理事業により整備されているので、これら地区施設の機能の維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>1 北国としての良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。</p> <p>2 うるおいとゆとりのあるまちなみを形成するため、敷地の道路に面する部分には生け垣、樹木等の植栽による緑化が図られるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。</p> <p>3 「建築物等の形態又は意匠の制限」として、落雪・たい雪のスペースを確保し、快適な冬の生活環境の確保が図られるよう、屋根の形態の制限を行う。</p> <p>4 宅地の緑化推進の効果を高め、緑を通じてへい越しに会話のできる開かれた明るいまちとするため、「垣又はさくの構造の制限」として、へいの高さの制限を行う。</p>

2 地区整備計画

名 称		金山地区	
区 域		計画図表示のとおり	
面 積		12. 8 ha	
建築物等に関する事項	地区の名称	低層一般住宅地区	低層一般住宅A地区
	区分の面積	12. 1 ha	0. 7 ha
	建築物の敷地面積の最低限度	180 m ²	180 m ²
	建築物の壁面の位置の制限	<p>1 3戸以上の長屋（兼用住宅の長屋を含む。）、3戸以上の共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面の敷地境界線からの距離の最低限度は、道路境界線（隅切部分を除く。）からの距離にあつては3m、隣地境界線からの距離にあつては2mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。</p> <p>(2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。</p> <p>2 前項に規定する用途以外の用途に供する建築物の外壁等の面の道路境界線（隅切部分を除く。）からの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。</p> <p>(2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。</p>	<p>1 3戸以上の長屋（兼用住宅の長屋を含む。）、3戸以上の共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面の敷地境界線からの距離の最低限度は、道路境界線（隅切部分を除く。）からの距離にあつては3m、隣地境界線からの距離にあつては2mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。</p> <p>(2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物の外壁等の面の敷地境界線（道路境界線の隅切部分を除く。）からの距離の最低限度は2mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。</p> <p>(2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。</p> <p>3 前2項に規定する用途以外の用途に供する建築物の外壁等の面の道路境界線（隅切部分を除く。）からの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。</p> <p>(2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。	建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。
垣又はさくの構造の制限	へいの高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣はこの限りでない。	へいの高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣はこの限りでない。	
備 考	用語の定義及び面積・高さ等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。		

理 由

用途地域等の見直しに伴い、用途地域指定の趣旨を踏まえた土地利用の誘導を図るため、地区の区分を変更し、併せて所要の規定整理を行い、良好な市街地が形成されるよう地区計画を変更するものである。